

平成22年度 事務事業評価シート（平成21年度実績分）

事務事業名	高知市家庭用機器廃棄物収集運搬助成金		部課コード	1805	予算事業科目	010401030435	事	単	区分	継続
所管部署	担当部局	環境部	部局長名(2次評価者)	明神公平		個別事務	全部	010401030435	-	
	担当部署	環境政策課	所属長名(1次評価者)	池内 章			-			
	電話番号	088-823-9209	E-mail	kc-180500@city.kochi.lg.jp			-			

1 事業の位置付け

予算科目(平成21年度)	高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け				
会計	01 一般会計	目標	03 C環境と共生する安全で快適な都市	政策基本方針	市民・事業者・行政が一体となって、協働・参加による環境保全活動に取り組み、地球環境に貢献する循環型社会システムの確立を目指します
款	04 衛生費	政策	02 地域環境に貢献する循環型社会の構築		
項	01 保健衛生費	施策	03 廃棄物の減量・リサイクルの推進		
目	03 環境対策費	区分	01 ごみの減量・再利用等		

2 事業の根拠

法律・政令・省令	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法定受託事務
県条例・規則・要綱等		
市条例・規則・要綱等	高知市特定家庭用機器廃棄物収集運搬助成金交付要綱	
その他（計画、覚書等）	特定家庭用機器廃棄物の収集運搬に関する協定書	

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	市内に居住地があり、現に居住している者の家庭から排出された特定家庭用機器(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)※転居、転出等により住所の異動から起算して30日以内に収集運搬が行われた廃家電含む		
意図	どのような状態にしていくのか	特定家庭用機器再商品化法第9条の規定により、小売業者に引取義務のない廃家電「義務外廃家電」の収集運搬料金に対して、小売業者に助成することにより、特定家庭用機器再商品化法を円滑に実施する		
手段	事業実施体制等	高知県電機商業組合と協定を結び、高知県電機商業組合は傘下に属する小売業者が収集運搬した義務外廃家電の状況を毎月報告する	事業開始年度	平成13年度
			事業終了年度	
活動内容	どのような事業活動を行うのか	<ul style="list-style-type: none"> ●毎月小売業者が収集運搬した義務外廃家電の状況報告（高知県電機商業組合） ●状況報告の内容を審査し、適当と認めるときは助成金交付決定通知書により、適当でないときも認めるときは助成金不交付決定通知書により通知し、その後助成金を交付する（1台当たり1,100円 予算の範囲内において） 		
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方	
	A	対象台数	1年間に助成対象となった特定家庭用機器の台数	
	B			
	C			

4 事業の実績等

			19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(計画)	備考欄
成果指標	A	目標					
		実績	981	710	836		
	B	目標					
		実績					
	C	目標					
		実績					
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)	1,079	781	920	1,430	
		財源内訳	国費 (千円)				
			県費 (千円)				
			市債 (千円)				
			その他 (千円)				
			一般財源 (千円)	1,079	781	920	1,430
	翌年度への繰越額 (千円)						
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)	750	750	750	750	
		正規職員	(千円)	750	750	750	750
			その他 (千円)				
			人役数 (人)	0.10	0.10	0.10	0.10
		正規職員	(人)	0.10	0.10	0.10	0.10
			その他 (人)				
			総コスト=①+② (千円)	1,829	1,531	1,670	2,180
市民1人当たりコスト (円)		5	4	5		総コスト/年度末人口	
年度末住民基本台帳人数 (人)	341,544	340,695	339,714				

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

一般廃棄物の処理責任は市にあり、義務外品の円滑な収集体制の確保は必要。
本制度により、特定家庭用機器の山野の不法投棄やステーションへの不適正排出の防止に一定効果があるとする

6 1次評価（所属長評価）

評価日（平成 22 年 9 月 21 日）

評価項目		評価基準		1次	平均 点数	評価内容の説明
事業実施の 必要性	① 〔施策体系等での位置付け〕 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく	B (3) 一部結びつく	B	3.0	小売店に収集義務のない特定家庭用機器の処理の適正化や市民の利便性の向上を図るため、円滑な収集方法を確保することは必要
	② 〔市民ニーズの傾向〕 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	C (1) あまり結びつかない	D (0) 結びつかない			
A (5) 非常に多い、急増している		B (3) 横ばいである	B	3.0		
	C (1) 少ない、減少している	D (0) ほとんどない				
事業内容の 有効性	③ 〔成果の達成状況〕 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している	B (3) 概ね達成している	B	3.0	対象台数は、市民ニーズに左右されるが、市内各地域の多数の家電販売店が対応できる体制となっており妥当
	④ 〔事業の手法・活動内容〕 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	C (1) あまり順調ではない	D (0) 十分な成果を望めない			
A (5) 妥当である		B (3) 概ね妥当である	B	4.0		
	C (1) 検討の余地がある	D (0) 見直しが必要である				
事業実施の 効率性	⑤ 〔アウトソーシングの可能性〕 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない	B (3) 行政主体が望ましい	A	4.0	市の直営収集は困難であり、既に民間活力を利用。市民の利便性も高い
	⑥ 〔事業統合・連携・コスト削減〕 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	C (1) 検討の余地はある	D (0) 十分可能である			
A (5) 現状が望ましい・できない		B (3) 概ね効率的にできている	B	4.0		
	C (1) 検討の余地がある	D (0) 十分可能である				
事業実施の 公平性	⑦ 〔受益者の偏り〕 事業の受益者が特定の個人（団体）等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い	B (3) 概ね保たれている	A	4.0	全ての市民、義務外品を対象としており公平。助成金額は組合と協議して決定
	⑧ 〔受益者負担の適正化〕 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	C (1) 偏っている	D (0) 公平性を欠いている			
A (5) 適正な負担割合である		B (3) 概ね適正な負担割合である	B	4.0		
	C (1) 検討の余地がある	D (0) 検討すべきである				
総合点	14.0	総合評価	A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)			
			○ B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)			
			C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合)			
			D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)			

7 2次評価（部局長評価）

評価日（平成 22 年 9 月 29 日）

総合評価	評価理由・今後の方向性等
A 事業継続	1次評価のとおり
○ B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項